

流山市公告第207号

流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号）第33条第1項の規定により、大規模土地開発構想に関する意見書に対する見解書の提出があったので、同条第2項の規定により、当該見解書、意見書及び大規模土地開発構想を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月28日

流山市長 井 崎 義 治



1 行為の種類

大規模開発事業

2 行為の場所

流山市駒木字西新請651番1、同番2及び同番3

3 行為の概要

（1）事業の概要

専用住宅（30棟）

（2）事業面積

6,329.96平方メートル

4 縦覧期間

令和8年10月28日から11月11日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

5 縦覧時間

午前9時00分から午後4時30分まで

6 縦覧場所

流山市役所まちづくり推進部都市計画課